

【別紙2】 利用料金表

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援利用料 (I) (地域区分：7級地 ・ 1単位：10.21円)

取扱い件数区分 (I)	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援 (I) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 44件未満	11,088円/月 (1086単位)	14,406円/月 (1411単位)
居宅介護支援 (II) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 45件以上60件未満	5,554円/月 (544単位)	7,184円/月 (704単位)
居宅介護支援 (III) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60件以上	3,328円/月 (326単位)	4,308円/月 (422単位)

(2) 居宅介護支援利用料 (II) (地域区分：7級地 ・ 1単位：10.21円)

取扱い件数区分 (II)	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援 (I) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 50件未満	11,088円/月 (1086単位)	14,406円/月 (1411単位)
居宅介護支援 (II) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 50件以上60件未満	5,380円/月 (527単位)	6,973円/月 (683単位)
居宅介護支援 (III) ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60件以上	3,226円/月 (316単位)	4,186円/月 (410単位)

(3) 加算 (地域区分：7級地 ・ 1単位：10.21円)

加算名称	料金(単位数)	算定要件
初回加算	3,063円/月 (300単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分変更された場合

入院時情報連携加（Ⅰ）		2,552 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,042 円/月 (200 単位)	利用者が入院した入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	(Ⅰ) イ 連携 1 回	4,594 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	(Ⅱ) イ 連携 2 回	6,126 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	(Ⅱ) イ 連携 1 回	6,126 円/回 (600 単位)	
	(Ⅱ) イ 連携 2 回	7,657 円/回 (750 単位)	
	(Ⅲ) 連携 3 回	9,189 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,042 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		510 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算		4,084 円/月 (400 単位)	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

特定事業所加算（Ⅰ）	5,298 円/月 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1 ヶ月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,298 円/月 (421 単位)	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,297 円/月 (323 単位)	
特定事業所加算（A）	1,163 円/月 (114 単位)	
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%	厚生労働大臣が定める地域に所在する居宅支援事業所の介護支援専門員が居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位に加算する。
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	居宅介護支援事業所が下記の地域にあり、1 月当たり実利用者数が 20 人以下の事業所である場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位に加算する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位に加算する。

（4） その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解 約 料	解約料は一切かかりません。